

・全ての項目にチェック☑が入らないと申請企業は申請できません。  
 ・固定残業代制やみなし労働時間制を採用していない場合もチェック☑してください。

認定（グループ企業等用）

## 男性育業推進リーダー事業の取組に関する誓約書

私は、（認定申請者） **株式会社青山産業** が東京都男性育業推進リーダー設置企業認定制度実施要綱第6条の規定に基づく認定申請を行うにあたり、連携して取り組むグループ企業等として、以下のことに留意の上取り組みます。（□欄にチェックしてください。）

## 1 グループ企業等の申請要件に関する以下について、誓約します。

<input checked="" type="checkbox"/>	都内で事業を営んでいること。
<input checked="" type="checkbox"/>	常時雇用する労働者を5名以上雇用しており、そのうち1名は男性労働者であることに相違ないこと。なお、5名については、次の要件をすべて満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 都内に勤務実態がある。</li> <li>● 雇入れ日から6か月以上継続して雇用している。</li> <li>● 雇用保険被保険者（休業中を含む。）である。</li> <li>● 派遣、出向、請負又は委任の関係にある者並びに申請者以外の企業等と兼業・兼職等の関係にある者ではない。なお、兼業・兼職等の関係にある者とは、専ら申請者以外の企業等の業務に携わっている者をいう。</li> </ul>
<input checked="" type="checkbox"/>	東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	本奨励事業に関する取組について申請者と連携・協力することに同意した日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等はないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	労働者に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。
<input checked="" type="checkbox"/>	固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。
<input checked="" type="checkbox"/>	法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること。 * 原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間（年6か月まで）、時間外労働が年720時間以内（ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結が必要）。
<input checked="" type="checkbox"/>	前記以外の労働関係法令について遵守していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	厚生労働大臣の指針に基づき、ハラスメント等を防止するための措置を取っていること。
<input checked="" type="checkbox"/>	都税の未納がないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。 * 接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請不可。
<input checked="" type="checkbox"/>	代表者、役員又は使用人その他の労働者若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54条）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。 あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意すること。 * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者</li> <li>● 暴力団員を雇用している者</li> <li>● 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者</li> <li>● 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者</li> <li>● 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者</li> </ul>
---

2 グループ企業等及び男性育業推進サポーターの取組事項に関する以下のことについて、承諾します。

<input checked="" type="checkbox"/>	男性育業推進サポーターを原則として都内に勤務する者から1名以上選任すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	自社の男性育業推進サポーターは、男性育業推進リーダーと連携して、自社の都内事業所における男性育業を推進する取組を行うこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	自社の男性育業推進サポーターは、男性育業推進リーダーから、男性育業推進サポーターの役割、男性育業推進リーダーの育業経験及び男性育業の推進に関する説明を受けるほか、認定申請者が実施する社内研修に参加して自社で男性育業を推進するために必要な情報収集を行うこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	男性育業推進サポーターが収集した情報を活かし、自社の都内に勤務する労働者に向けて、得た情報の発信や育業を希望する労働者への支援等を行うこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	申請者の男性育業推進に向けた取組に協力すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	上記以外にも知事が定めた取組事項がある場合は全て実施すること。

<input checked="" type="checkbox"/>	東京都男性育業推進リーダー事業奨励金に申請できないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	認定申請者以外のグループ企業等になれないこと。 ※ 認定申請者が設置企業に認定されなかったときは当該認定申請者以外のグループ企業等になることは可能。
<input checked="" type="checkbox"/>	代表者が複数の企業等の代表者を務めている場合は、そのうちいずれか一つの企業等のみがグループ企業等になることができること。
<input checked="" type="checkbox"/>	知事が企業名等について公表すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	東京都事業についての情報提供を受けること。

3 本認定制度の提出書類及び内容確認に関する以下のことについて、誓約します。

<input checked="" type="checkbox"/>	本認定制度に関し提出する書類の内容は事実と相違ないこと、書類の写し（電子ファイル等を含む）はすべて原本と相違ないこと及び東京都の職員が審査に必要な事項についての確認や調査等を行う際に、誠意をもって対応すること。
-------------------------------------	---

認定申請書と同一の日付を記入してください。

令和〇年〇〇月〇〇日

※様式第1号別紙1「3 グループ企業等の概要」と同じ表記にしてください。

企業等の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
 企業等の名称 株式会社都庁通信  
 代表者職・氏名 代表取締役 新宿太郎  
 (自署の場合、代表者印省略可)

印

押印する場合は印鑑証明書と同一の印を押印してください。  
 自署の場合、印鑑は不要です。